

2023年9月8日

各位

会 社 名 株式会社エルアイイーエイチ (コード番号 5856 東証スタンダード市場) 代表者名 代表取締役社長 福村 康廣 問合せ先 経理部長 下岡 寛 (TEL. 03-6458-6913)

## 当社及び連結子会社に対する損害賠償請求訴訟の最高裁決定に関するお知らせ

当社及び連結子会社である株式会社ウィッツ(以下「㈱ウィッツ」)は、2022 年 11 月 14 日付「上告及び上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、大阪高等裁判所の一審被告㈱ウィッツの控訴を一部棄却し、一審原告 10 名の一審被告ウィッツらに対する請求部分を一部変更する判決に対し、当社及び㈱ウィッツは不服であることから、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行いました。

今般、2023 年9月6日付で、最高裁判所より、当社及び連結子会社の上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 決定がなされた裁判所及び年月日
  - (1)裁判所 最高裁判所
  - (2) 年月日 2023年9月6日(決定書受領日:2023年9月8日)
- 2. 決定の内容
  - ①本件上告を棄却する。
  - ②本件を上告審として受理しない。
  - ③上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。
- 3. 決定の理由
  - (1) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の食い違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(2) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

## 4. 今後の見通し

当社及び連結子会社に対する損害賠償請求訴訟は全て終結し、同決定による当社業績への影響はありませんが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(参考) 2016年12月16日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」

2016年12月27日付「反訴の提起の決議に関するお知らせ」

2017年3月30日付「反訴の提起に関するお知らせ」

2021年7月20日付「当社及び当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」

2021年8月2日付「連結子会社による控訴の提起に関するお知らせ」

2022年11月2日付「連結子会社による控訴の判決に関するお知らせ」

2022年11月11日付「特別損失の計上及び2022年3月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」

2022年11月14日付「上告及び上告受理申立てに関するお知らせ」

2022年12月6日付「特別利益発生の見込みに関するお知らせ」

以上